

答 申

1 審査会の結論

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、佐賀県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 評価書(案) (以下「本件評価書」という。)」について点検を行った。その結果、審査会は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると評価する。

2 本件評価書の審査内容

審査会では、「特定個人情報保護評価指針」と「特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」に基づき、本件評価書の適合性(指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか)及び妥当性(特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報の目的等に照らし妥当と認められるか)について、次のとおり審査を行った。

(1) 本件評価書の事務の概要

ア 事務の名称

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

イ 事務の内容

住民基本台帳法に基づき住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村と共同して構築している全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を用いて、本人確認情報の管理、更新及び提供を行う事務

ウ 特定個人情報ファイルの名称

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

エ 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。

(2) 適合性について

ア しきい値判断に誤りはないか。

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が、30万人以上の場合に必要な全項目評価を実施している。

イ 適切な実施主体が実施しているか。

事務の実施主体である佐賀県知事が評価を実施している。

ウ 公表しない部分について

セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容を全て公表することとしている。

エ 適切な時期に実施しているか。

平成27年6月以降に特定個人情報ファイルの保有を予定しており、適切な時期に評価を実施している。

オ 県民等からの意見聴取と、意見を踏まえた必要な見直しについて

平成27年2月20日から平成27年3月23日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、一般的な個人情報の取扱いに係る意見はあったものの、評価書を修正すべき内容に係る意見は無かった。

カ 評価書の記載項目について

指針において定められている評価書様式で求められる事項について、事務の実態に基づき漏れなく記載している。

(3) 妥当性について

佐賀県知事は、事務において取り扱う特定個人情報の流れを把握し、そのプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを特定し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について記載している。その主な内容は次のとおりである。

ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報の入手は、法令上、本人確認情報更新要求の際に、市町村コミュニケーションサーバーから通知される本人確認情報のみに限定されている。

また、市町村の窓口において身分証明書の提示を受け、本人確認を行った真正性が確保された本人確認情報を、専用回線で接続した市町村コミュニケーションサーバーを通じて入手することとしている。

イ 特定個人情報の使用について

特定個人情報の使用は、他の庁内の業務システムのネットワークから切り離された独

立の業務端末から行うこととしている。

また、権限のない者による不正使用を防ぐため、生体認証による操作者認証を行うとともに、操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録・確認・分析することが出来る。

さらに、大量のデータ出力（一回の使用につき100件以上）については、セキュリティ管理者への報告、承認の手続を準備している。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に当たっては、委託契約書において個人情報取扱いと情報セキュリティに係る特記事項を含め個人情報の管理体制等報告書の提出を求めている。

また、委託業者には、特定個人情報の更新、閲覧権限を付与していないが、万が一に備え、特定個人情報ファイルの取扱い記録（アクセスログ）についても永久保存することとしている。

さらに、委託業者が再委託する場合は、佐賀県知事が再委託の必要性を厳しく審査するとともに、本人確認情報に直接関わることのない業務を再委託の対象とし、再委託業者に対しても委託業者と同様の安全管理措置を義務づけることとしている。

エ 特定個人情報の提供について

全国サーバーと佐賀県サーバーの間の通信では、相互認証を実施し、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが住基ネット上で担保されている。

また、特定個人情報の提供・移転に係る処理を行った際には、記録（日時、操作者等）を住基ネット上で管理し保存している。また、住民基本台帳法の改正に合わせ、特定個人情報を記録媒体へ出力する場合には、住基ネット側に出力の記録が残されるよう、都道府県サーバーの機能改修が行われる予定である。

オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の適正な管理を確保するため、都道府県サーバーの集約センターで、サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラを設置して入退室者を管理している。

また、市町村コミュニケーションサーバーとの整合性を住基ネットが自動で定期的実施することとしており、特定個人情報古い情報のまま保管されることはない。

さらに、修正された本人確認情報は、法令に定める保存期間を経過した後に住基ネットが自動で消去することとなっており、磁気ディスクの廃棄時には、要綱・手順に基づき、読み出しが不可能となるよう内容の消去、破壊を行い、磁気ディスク管理簿にその記録を残すこととしている。

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付言

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」においては、4情報といわれる氏名、性別、住所、生年月日といった特定の個人を識別することができる個人情報に加え、個人番号を取り扱うことになる。

全国的なシステムとはいえ、事務に従事する職員及び委託事業者等を介して漏えいのリスクもあることから、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実施することはもちろん、委託契約時には、特定個人情報の漏えいがないよう、契約書、仕様書には具体的な方法を記述するよう努め、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対して継続的に厳格な指導・監督を行うこと。

また、不正アクセスといった技術は日に日に進歩しており、その時代の環境に応じた対策が求められることから、情報システムに対するセキュリティ強化を継続的に実施すること。

以上、答申する。

4 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成27年3月27日	諮問実施機関から諮問書を受理
平成27年4月7日（平成27年度第1回審査会）	実施機関からの説明、質疑
平成27年4月24日（平成27年度第2回審査会）	審 議
平成27年5月8日（平成27年度第3回審査会）	審 議
平成27年5月20日	答 申

（参考）

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員・臨時委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
井上 禎男	福岡大学法学部准教授	

小野 壽子	税理士	
只木 進一	佐賀大学大学院工学系研究科教授	臨時委員
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)